

キャンパス・ハラスメント

防止・相談ガイド

保存版



学校法人立正大学学園は
人権に関する法令および、
真実を求める人類社会の和平の
実現を念願する立正精神に則り、
本学園内における
キャンパス・ハラスメントの
防止に全力を尽くします。

本学園では「キャンパス・ハラスメント防止等に
関する規程」を制定して本学園を構成する学生・
生徒・教職員等がお互いを尊重し合い、相互に
ハラスメントが発生しないことをめざしています。

キャンパス・ハラスメントとは、本学園における性別・
社会的身分・人種・国籍・信条・年齢・職業・身体
的特徴等の属性または人格等に関する言動または
行為により、相手に不快感や不利益を与え、あるいは
その尊厳を損なう人権侵害のことを指します。これは
対面でもオンライン上でも同じです。

ハラスメントは教員と学生、先輩と後輩と
いう上下関係だけで生じるとは限りません。
ゼミナールや部活動での学生同士など
あらゆる関係性のなかで発生します。

1 セクシュアル・ハラスメント

セクシャル・ハラスメントになり得る事例

① 言葉によるハラスメント

- 性的な経験や性生活について質問する。
- 相手が返答に窮するような性的または下品な冗談を言ったり、からかったりする。
- 「男のくせに根性がない」「女には～を任せられない」等と性差別的な発言をする。
- 成人に対して、「男の子、女の子」「僕、坊や、お嬢さん」「おじさん、おばさん」等と人格を認めないような呼び方をする。

性的な言動や性的要求によって相手に不快感や不利益を与え、学修・学習・教育・研究・就業環境を害することです。相手の性的指向、性自認は問いません。

② 行動によるハラスメント

- 講義内容に関係のない卑猥な写真や記事を見せたり読んだりする。
- 身体(肩、背中、腰、髪、手等)に不必要に接触する。
- 食事やデートにしつこく誘う。
- 個人を特定した性的な内容や悪口をインターネットやSNS上で書き込む。
- 性的な内容や画像をメールやSNSで送る。

③ 視覚によるハラスメント

- ヌードポスターや卑猥な写真を研究室や職場に貼る。
- 研究室や職場のパソコンに猥褻な画像を表示する。



2 アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントになり得る事例

① 言葉によるハラスメント

- 「お前はバカだ！」「アホ！マヌケ！」等と罵倒する。
- 「こんな論文は見る時間の無駄だ！」「子供の作文だ！」等と人格を侵害する発言やメールをする。



教育研究上の地位や人間関係などの教育研究の場における優越的な関係を背景とした、職務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、相手の学修・学習・教育・研究環境を害することをいいます。

② 行動(強要、濫用、放置)によるハラスメント

- 個人指導を理由に、不必要に何度も呼び出す。
- 教育的な指導を理由なく拒否し、放置する。
- 放任主義を標榜し、研究指導やアドバイスをしない。
- 金銭的不正行為を強要する。
- 私的な用事を強要する。
- 研究と称して身体(肩、背中、腰、髪、手等)に不必要に接触する。
- 講義やゼミで過剰に叱責する。
- 深夜のメールに返信しないと怒る。

③ 干渉(制限、妨害)によるハラスメント

- 設備、研究資金、資料等の利用を不当に制限する。
- 学生の進路に関して、妨害や干渉をする。



3 パワー・ハラスメント

パワーハラスメントになり得る事例

① 言葉によるハラスメント

- 「文句があるならさっさと辞めろ！」と発言する。
- 「お前の代わりはいくらでもいる！」と発言する。
- 職場で先輩が「就職したばかりのくせに妊娠して産休・育休をとろうなんて図々しい」と何度も言い、就業意欲を低下させる。
- 職場で部下が妊娠を報告したら「妊娠するなら忙しい時期を避けるべきだった。」と言う。
- 「男のくせに育児休暇(介護休暇)をとるなんてありえない」と言い、休業を認めない。

職務上の地位や人間関係などの職場内の優越的な関係を背景とした、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、相手の就業環境を害することをいいます。

② 行動によるハラスメント

- 通常の業務時間内では達成が困難な課題を日常的に強要する。
- 不正・違法行為を強要する。
- 人前で過剰に叱責する。
- 挨拶をしなかったり、あからさまに無視する。
- 私的な用事を強要する。
- 一気飲みの強要や体質的に飲めない人に飲酒を強要する。

③ 待遇によるハラスメント

- 昇進・評価・雇用等に関する権限を不当に濫用する。
- 業務・課外活動に関して、著しく不公平・不公正な評価・処遇をする。
- 妊娠したことを理由に勝手に担当業務から外す。



4 その他のハラスメント

上記に掲げるハラスメントのほか、誹謗中傷、風評の流布、飲酒の強要、他人を不快にさせる言動等により、学修・学習・教育・研究・就業環境等を害することもハラスメントになることがあります。



ハラスメント相談員

品川キャンパス

- 仏教学部 ●文学部
 - 経済学部 ●経営学部
 - 法学部 ●心理学部
 - 学生生活課職員
 - 学部事務室事務長
 - 大学院研究科事務室事務長
 - 保健室職員
- 各学部
防止・対策委員

熊谷キャンパス

- 社会福祉学部
 - 地球環境科学部
 - データサイエンス学部
 - 学生生活課職員
 - 学部事務室事務長
 - 大学院研究科事務室事務長
 - 保健室職員
- 各学部
防止・対策委員

相談員は相談者の名誉やプライバシーを厳守いたします。
相談、申し立て、調査に協力したことを理由とした
不利益な取り扱いを受けることはありません。

※立正大学学園ホームページに掲載のガイドラインもご参照ください。